外国人観光客滞在型観光促進事業 宿泊助成金交付について

【1】事業の目的

外国から姫路市を訪れる団体旅行を実施した旅行会社に対し助成金を交付することにより、宿泊をと もなう外国人観光客の増加を図り、姫路市の観光事業の振興・発展に寄与することを目的とする。

【2】助成金の交付額

- (1) 1人あたり1泊2,000円
- (2) 上限は1助成対象旅行あたり 60,000円 (30名)

1助成対象旅行会社に対する年度交付限度額は300,000円

- ※助成金は、予算の範囲内において交付
- ※姫路市外及び兵庫県外の他助成制度との併用は可能。

【3】助成金の交付対象について

助成金の交付対象となる旅行は、次の各号に掲げる条件を全て満たす旅行とする。

- (1) 日本国外で販売された観光を目的とした団体旅行(募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行等)で、日本国外に居住する旅行参加者が公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー会員の宿泊施設に宿泊するもの ※同一の宿泊施設とする
- (2) 添乗員、ガイド、運転手その他旅行主催者関係者及び宿泊費が無料である者を除く旅行参加者が **5名以上**であるもの
- (3) 助成金の交付を受けることができる者は、助成対象旅行を実施する旅行会社とする。

【4】申請について

助成金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を、**助成対象旅行開始日の30日前** までに、ビューローに郵送又は電子メールにて提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 外国人観光客滯在型観光促進事業宿泊助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 行程表(任意様式)
- (3) 会社概要(任意様式)
 - ※ (1) ~ (3) について、日本語か英語

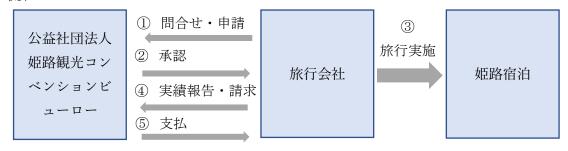
【提出先】

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

〒670-0012 兵庫県姫路市本町 68番地 TEL: +81-79-222-2285 FAX: +81-79-222-2410

E-mail: subsidy@himeji-kanko.jp

<流れ>



【5】審査及び承認について

提出された申請書その他の書類の内容について審査し交付すべきと認めたときは、すみやかに助成金の交付決定を行い**宿泊助成承認書(様式第2号)**により申請者に通知するものとする。

【6】助成金の変更・中止申請

申請者は、交付決定の通知を受けた後において、申請に係る事項を変更・中止しようとするときは、助成対象旅行の14日前までにあらかじめ変更承認申請書(様式第3号)をビューローに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更についてはこの限りではない。

【7】実績報告及び助成金の請求について

申請者は、助成対象旅行が終了した日から**30日以内**に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 実績報告書兼請求書(様式第4号)
- (2) 催行人員及び宿泊を証明する書類:宿泊証明書、領収書(写)等

【8】助成金の支払について

提出された実績報告書兼請求書その他の書類を審査し、支払すべきと認めたときは、申請者に対し 助成金を支払うものとする。

助成金の支払いは銀行振込にて行うものとし、申請者指定の銀行口座に支払うものとする。**※**海外送金可

【9】問合せ・申込み先

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

〒670-0012 兵庫県姫路市本町 68 番地

TEL: +81-79-222-2285 FAX: +81-79-222-2410

E-mail: subsidy@himeji-kanko.jp